



今年の夏も暑かったですね。まだまだ暑い日が続きますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。
物価の上昇に合わせ、今年は賃金上昇率も高くなりました。最低賃金も50円程度アップと最大の上昇率となりました。

「フリーランス新法（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」の施行 (2024年11月1日～)

概要	主に「フリーランス」へ仕事を「発注する事業者」に対して、報酬の支払期日の設定や書面等による取引条件の明示、そのほか業務委託の遵守事項を定めた法律です。「フリーランスの安定した労働環境整備」などを目的として制定されました。
法律の適用対象	フリーランス ⇒ 業務委託の相手方であって、従業員を使用しないもの 発注事業者 ⇒ フリーランスに業務を委託する事業者で従業員をしようするもの ※ 従業員には短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。 ※ 発注事業者は個人・法人を問いません。
義務	①業務委託をした場合、書面等により、直ちに取引条件を明示すること。 ②60日以内のできる限り早い日に報酬支払日を設定し、期日内に報酬を支払うこと。 ③フリーランスに対し、1カ月以上の業務委託をした場合、7つの行為をしてならない。 (受領拒否、報酬の減額、返品、かいたたき、不当な給付内容の変更等) ④フリーランスに対するハラスメント行為に関し必要な措置を講じること。 その他、募集情報の的確表示、育児介護等と業務の両立に対する配慮、中途解除等についても定めています。

最低賃金が変わります！ (2024年10月1日～)

都道府県	2023.10.1～		2024.10.1～	備考
東京	1,113円	→	1,163円	賃金締め日の途中であっても、10月1日以降の時給は最低賃金を下回ることはできません。
神奈川	1,112円	→	1,162円	
埼玉	1,028円	→	1,078円	
千葉	1,026円	→	1,076円	
茨城	953円	→	1,005円	



雇用保険法の改正について (主な内容)

時期	内容	備考
2024年10月～	教育訓練給付金の給付率引き上げ	最大70% → 最大80%
2025年4月～	出生後休業支援給付の創設 ※1 育児時短就業給付の創設 ※2	※1 両親共に育児休業等を取得した場合に支給される。休業開始前賃金の手取り10割相当額となる。 ※2 育児のため短時間勤務中に支給される
2028年10月～	雇用保険の適用拡大	所定労働時間20時間以上の場合、取得が義務 → 10時間以上

算定基礎届の結果に応じて健康保険料・介護保険料が変更になります。

算定基礎届の結果は9月分以降の保険料に反映となります。翌月徴収の場合は、**10月給与の天引きより変更**となります。